

# 震災に負けないで！まさかの家計急変時に活用できる奨学金制度

ファイナンシャルプランナー 加藤梨里

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、広い範囲で甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げるとともに、今なお行方が分からない方が一刻も早く見つかることを祈念しております。

震災の影響がまだまだ残る中、全国の学校では新学期を迎える季節になりました。しかし、震災によって家族を亡くしたり、親が仕事や財産を失ったりと、就学が難しい学生や生徒も多いといわれています。こうした学生・生徒の修学を経済的に支援する制度が、日本学生支援機構が実施している奨学金制度です。

## ■日本学生支援機構の奨学金制度とは？

独立行政法人日本学生支援機構（Japan Student Services Organization、以下「JASSO」）の奨学金は、「学びたい」という意欲と能力のある学生が、経済的な面で心配することなく、安心して<sup>(※1)</sup>学ぶために設けられた国の奨学金です。奨学金は、大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院に入学、在学する人に貸与され、卒業後に返還するしくみになっています。

奨学金には、無利子の「第一種奨学金」と、有利子の「第二種奨学金」があり、それぞれについて本人の学力や家計の状況に応じて貸与を受けることができます。

## ■家計の急変時に申請できる「緊急採用」「応急採用」奨学金

JASSO の奨学金は、入学前や在学時の一定の募集期間中に申請するのが一般的です。しかし家計の主な支え手が失職・病気・事故・会社倒産・死別・離別・災害などに見舞われ、家計が急変した場合には随時申し込むことができます。このとき、無利子の「第一種奨学金」は「緊急採用奨学金」、有利子の「第二種奨学金」は「応急採用奨学金」という扱いになります。

先般の震災に関して、「緊急」「応急」採用奨学金を申請できるのは、災害救助法が適用された地域に世帯があるか、または世帯主の勤務先があり、被災によって家計が急変した学生です。被災から12か月以内に在学している学校に申請しましょう。災害救助法の適用を受けていなくても、近隣の地域で同等の被害を受けた場合には、適用地域に準じて取り扱うこともありますので、確認してみるとよいでしょう。ただし、東京都の帰宅困難者については対象外ですので注意してください。

## ■借りられる金額は？

奨学金は毎月貸与され、その金額は3万円から15万円の範囲内です（表参照）。「第一種奨学金」、「第二種奨学金」の種別や、入学・在学している学校の国公立別、自宅通学か自宅外通学か等により異なります。貸与は採用された年度の4月から始まります。随時受付をしている「緊急」「応急」採用の場合は申込者が希望する月から貸与を受けられます。また、「緊急」採用の場合には採用年度の4月までさかのぼることもできます。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

			共通(円)	自宅通学(円)	自宅外通学(円)
第一種 (緊急採用)	短大	国公立	30,000	45,000	51,000
		私立		53,000	60,000
	大学	国公立		45,000	51,000
		私立		54,000	64,000
	大学院	修士・博士前期課程・専門職大学院		50,000/88,000	表: JASSOの奨学金貸与月額 (平成22年度入学者の場合)
		博士後期課程、博士医歯薬獣医学課程		80,000/122,000	
第二種 (応急採用)	短大	国公立	30,000/50,000/80,000/ 100,000/120,000		
		私立			
	大学	国公立			
		私立			
		私立医・歯学部		120,000を選択すると、 40,000円増額できる	
	私立薬・獣医学部	120,000を選択すると、 20,000円増額できる			
大学院	修士・博士前期課程・専門職大学院	50,000/80,000/100,000 /130,000/150,000			
	博士後期課程、博士医歯薬獣医学課程				
	法科大学院		150,000を選択すると、 40,000円/70,000円増額できる		

■既に貸与を受けた学生の返還が難しくなったら？

奨学金をすでに借りた方の中には、震災により返還が難しくなったという方もいらっしゃるかもしれません。その場合には、奨学金の返還を猶予してもらう「奨学金返還期限猶予願」か、返還額を半額にしてもらう「奨学金減額返還願」を JASSO に提出しましょう。返還期限猶予、減額返還ともに1年ごとの更新制で、前者は通算5年間まで返還期限が猶予され、後者は最長10年間まで返還期間を延長できます。

■直接の被災はしていないが経済的にダメージを受けた場合には・・・？

「緊急」「応用」採用の対象にはならないものの、先般の震災の影響などで家計に不安がある方もいらっしゃるかもしれません。その場合には、通常の「第一種」「第二種」奨学金を申請しましょう。入学後や在学中の受付は毎年春(4~5月上旬)に行われることが一般的ですが、学校により異なります。一部の学校では入学式が5月まで延期されるなど、学事日程が例年よりも遅くなっているところもあります。奨学金の申請も、今からまだ間に合う可能性がありますので、希望する方は確認してみたいでしょうか。

日本中に大きな衝撃を与えた震災から約1カ月。学生や生徒の皆さんが落ち着いて学習できる環境が整うには、もう少し時間がかかりそうです。心身の傷はすぐには軽くならないかもしれませんが、1人でも多くの学生が、せめて経済的な負担を軽くして勉学に励めれば、と思います。そして、日本の復興と明るい未来の担い手が育っていくことを切に願います。

参照先: ※1:政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201101/3.html>

独立行政法人日本学生支援機構ホームページ: <http://www.jasso.go.jp/saiyou/index.html#gakusyu>

— コラムの無断転写・転載などを禁じます。 —

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.